

奈良県少年補導に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第五十八号

奈良県少年補導に関する条例の一部を改正する条例

奈良県少年補導に関する条例（平成十八年三月奈良県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項第一号ア中「未成年者喫煙禁止法」を「二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律」に改め、同号イ中「未成年者飲酒禁止法」を「二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。